

令和4年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水道事業者は水道法施行規則第15条第6項において、毎事業年度の開始前に水質基準項目（全51項目）を対象とした「水質検査計画」を策定することが義務付けられています。水質検査は、お客様にお届けしている水道水の安全性の確認、水源及び浄水処理工程における水質の把握を目的としています。

この計画は、鷹栖町の水道事業として適切で透明性のある水質検査を実施するため、水道をとりまく情勢や水質状況をもとに、事業年度の前に計画案を公表し、水道水の安全性を確保するため、水質検査体制を明確に定めたものです。

【水質検査計画の内容】

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質検査項目、検査地点、検査頻度
4. 臨時の水質検査に関する事項
5. 水質検査の実施方法
6. 水質検査計画の策定及び水質検査結果の公表
7. 関係機関との連携

1. 基本方針

鷹栖町水道事業では、水道水が水道法第4条の規定による水質基準を満たし、安全で良質な水を供給するため、本計画に基づく水質検査を実施します。

また、水質検査結果については、ホームページに掲載し公表します。

(1) 検査地点

水道法で水質基準が適用されている給水栓（蛇口）とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている給水栓水の「毎日検査項目」および「水質基準項目」とします。

(3) 検査頻度

給水栓では水道法に基づき、「色」、「濁り」、「残留塩素」の検査を毎日行ないます。また、「水質基準項目」については、水道法に定められた頻度をもとに実施します。

なお、不測の事態が発生した場合は、被害発生防止のため検査頻度を増やし、迅速な対応をとることとします。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和2年度末の給水状況は次のとおりです。

| 区分 | 単位 | 令和2年度 |
|---------|------|------------------------|
| 行政区域内人口 | 人 | 6,742 |
| 年度末給水人口 | 〃 | 6,590 |
| 普及率 | % | 97.75 |
| 年度末給水戸数 | 戸 | 3,025 |
| 配水量 | 年間 | m ³ 713,747 |
| | 1月平均 | 〃 59,478 |
| | 1日平均 | 〃 1,955 |
| 有収水量 | 年間 | 〃 609,356 |
| | 1月平均 | 〃 50,779 |
| | 1日平均 | 〃 1,669 |
| 1日最大配水量 | 〃 | 2,241 |
| 有収率 | % | 85.37 |
| 有効率 | % | 89.47 |

- | | |
|------------|----------|
| (2) 水源名称 | 石狩川水系石狩川 |
| (3) 貯水施設名称 | 愛別ダム |
| (4) 取水施設名称 | 永山取水施設 |
| (5) 浄水施設名称 | 石狩川浄水場 |
| (6) 配水池名称 | 三角台配水池 |

3. 水質検査項目、検査地点、検査頻度及びその理由

安全な水道水を供給するため。水道法で定期的に検査することが義務付けられている給水栓水について「毎日検査」、「水質基準項目」の検査を行ないます。

(1) 水質検査項目

水道法施行規則第15条により義務付けられている、色、濁り、及び消毒の残留効果（残留塩素）の3項目及び水質基準項目（51項目）【別紙参照】とします。

(2) 水質検査地点

鷹栖町配水区域内直圧給水栓とします。

(3) 水質検査頻度

- ① 色、濁り、及び消毒の残留効果（残留塩素）の3項目の検査は毎日実施します。
- ② 外部からの汚染の指標となる一般細菌、大腸菌等の基本的な9項目の検査は毎月実施します。
- ③ 毎月検査以外の42項目については、原則として検査頻度を年4回以上することとなっていますが、過去3年間の検査結果によって、年1回以上又は3年に1回以上と検査頻度を削減している項目があります。
- ④ ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目については水源の藻類等の発生状況に合わせて年2回実施します。

4. 臨時の水質検査に関する事項

次のような状況になり、水質基準に適合しない恐れがある場合、臨時の水質検査を実施します。

- ① 不明の原因によって水質に著しい変化が生じた場合
- ② 配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ③ その他、特に必要があると認められるとき

5. 水質検査の実施方法

毎日検査項目は自己検査とし、それ以外の検査項目については、すべて旭川市水道局による外部委託検査として実施します。

6. 水質検査計画の策定及び水質検査結果の公表

(1) 水質検査計画の策定

水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定し、鷹栖町ホームページに掲載します。また鷹栖町建設水道課でも閲覧できます。

(2) 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づいて実施した検査結果は、鷹栖町ホームページにて速やかに掲載します。

7. 関係機関との連携

鷹栖町の水道は旭川市水道局との共同施設によって処理されていることから、河川流域での水質汚染事故等に関し、旭川市水道局との連携を図り、取水場、浄水場及び配水池での水質状況の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。

水質検査計画に関するお問い合わせは
鷹栖町建設水道課上下水道係
〒071-1292 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
TEL (0166) 74-3312
FAX (0166) 87-2850
メールアドレス suidou@town.takasu.lg.jp

令和4年度水質検査表

毎日検査項目

| 検査項目 | 評価 | 令和3年度 検査計画頻度 |
|-----------------|-------------|-----------------|
| 1 色 | ほとんど無色であること | 毎日 |
| 2 濁り | ほとんど無色であること | 毎日 |
| 3 消毒の残留効果(残留塩素) | 0.1mg/L以上 | 毎日 |

水質基準項目(水道法で基準に適合することが義務付けられている項目)

| 水質基準項目 | 基準値 | 過去3年間最高値 | 法の定めによる | | 令和4年度 検査計画頻度 |
|---------------------------------------|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|
| | | | 検査頻度 | 最低検査頻度 | |
| 1 一般細菌 | 集落数100/ml以下 | 不検出 | 月1回 | 月1回 | 月1回 |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | 不検出 | | | 月1回 |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.003mg/L以下 | 0.0003mg/L未満 | | | - |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | 0.00005mg/L未満 | | | - |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001mg/L未満 | | | - |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001mg/L未満 | ※年4回 | 3年に1回 | - |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001mg/L未満 | | | - |
| 8 六価クロム化合物 | 0.02mg/L以下 | 0.005mg/L未満 | | | 年4回 |
| 9 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/L以下 | 0.004mg/L未満 | | | - |
| 10 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | 0.001mg/L未満 | 年4回 | 年4回 | 年4回 |
| 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | 0.27mg/L | | | - |
| 12 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | 0.05mg/L未満 | | | - |
| 13 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.02mg/L未満 | | | - |
| 14 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 0.0001mg/L未満 | | | - |
| 15 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | 0.001mg/L未満 | ※年4回 | 3年に1回 | - |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 0.0002mg/L未満 | | | - |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | 0.0001mg/L未満 | | | - |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 0.0001mg/L未満 | | | - |
| 19 トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 0.0001mg/L未満 | | | - |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | 0.0001mg/L未満 | | | - |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | 0.06mg/L未満 | | | 年4回 |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | 0.001mg/L未満 | | | 年4回 |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | 0.0082mg/L | | | 年4回 |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.03mg/L以下 | 0.003mg/L | | | 年4回 |
| 25 ジブromokロロメタン | 0.1mg/L以下 | 0.0007mg/L | | | 年4回 |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | 0.001mg/L未満 | 年4回 | 年4回 | 年4回 |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | 0.0116mg/L | | | 年4回 |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.03mg/L以下 | 0.005mg/L | | | 年4回 |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | 0.003mg/L | | | 年4回 |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | 0.0001mg/L未満 | | | 年4回 |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | 0.005mg/L未満 | | | 年4回 |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.005mg/L未満 | | | - |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | 0.01mg/L | | | - |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | 0.01mg/L未満 | ※年4回 | 3年に1回 | - |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.005mg/L未満 | | | - |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | 6.1mg/L | | | - |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | 0.001mg/L未満 | | | - |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | 12.2mg/L | 月1回 | 月1回 | 月1回 |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | 29.5mg/L | | | - |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | 75mg/L | ※年4回 | 3年に1回 | 年1回 |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | 0.02mg/L未満 | | | - |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | 0.000001mg/L未満 | 発生時期に 月1回 | 発生時期に 月1回 | 年2回 |
| 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/L以下 | 0.000001mg/L未満 | | | 年2回 |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | 0.002mg/L未満 | ※年4回 | 3年に1回 | - |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | 0.0005mg/L未満 | | | - |
| 46 有機物(TOC) | 3mg/L以下 | 1.1mg/L | | | 月1回 |
| 47 pH値 | 5.8以上~8.6以下 | 7.2 | | | 月1回 |
| 48 味 | 異常でないこと | 異常なし | 月1回 | 月1回 | 月1回 |
| 49 臭気 | 異常でないこと | 異常なし | | | 月1回 |
| 50 色度 | 5度以下 | 0.5未満 | | | 月1回 |
| 51 濁度 | 2度以下 | 0.1度未満 | | | 月1回 |

備考 検査頻度欄の※は、過去3年間における検査結果の最高値によって検査頻度を減ずることのできる項目を示します。
(基準値の1/5未満であるときは、年1回以上、基準値の1/10未満であるときは、3年に1回以上)